

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1367号)

平成28年12月22日

横 情 審 答 申 第 1367 号

平 成 28 年 12 月 22 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年3月17日教西指第686号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「行政文書の非開示決定に係る異議申立て（平成25年6月27日提起）に
対する決定について（平成25年度教西指第453号）」の決定書」ほかの一部
開示決定及び非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「「行政文書の非開示決定に係る異議申立て（平成25年6月27日提起）に対する決定について（平成25年度教西指第453号）」の決定書」ほかの別表に示す5件の行政文書を一部開示及び非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「「行政文書の非開示決定に係る異議申立て（平成25年6月27日提起）に対する決定について（平成25年度教西指第453号）」の決定書」ほかの別表に示す5件の行政文書（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成27年1月19日付で行った文書1及び文書2の一部開示決定並びに文書3から文書5までの非開示決定これらの処分を総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため文書1から文書4までの一部又は全部を非開示とした理由及び条例第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため文書5を非開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 文書1から文書4までの条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 文書1から文書4までに記載された個人の住所及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。このことは異議申立人（以下「申立人」という。）も異議申立書の中で「公開を求めることは省く」と述べている。

イ 文書1に記載された学校名、教諭名及び日時は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

ウ 文書3及び文書4に記載された個人の住所及び氏名以外の情報は、個人の思想

や信条、意識を大きく反映した内心の秘密に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

(2) 文書5の不存在について

本件において対象とされた行政文書「平成25年度横情審答申第1248号」に係る意見書の写しは横浜市情報公開・個人情報保護審査会から実施機関に送付されていない。答申に記載された「審査会の経過」を見ても本件において対象とされた行政文書が横浜市情報公開・個人情報保護審査会に提出された事実はなく、本件において対象とされた行政文書は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 行政文書については、原則全面的に開示されるものである。

本件請求についても全面的に開示されることを求める。ただし、生年月日については、開示のために記載されたものではなく、年齢で事足りるので、開示を求めるものではない。開示の対象から省きたいときは、最初から記載しなければすむということである。当事者等からの、法的対応等になった時に、証拠として提出された文書は、公開されたと同じ扱いになったとしたときに、行政文書としては、非開示にした部分が、結果的に公開されることについては、矛盾が生じることになる。

今回も公開されない、できないとされた点については、報道や、当事者に対する現在の一般的な認識、扱い等によって判断して主張する。

- (3) 文書1及び文書2の個人の住所は、公開を求めることははぶくが、学校名、教諭名、日時については、教諭の職務行為であると判断されるので、当然公開されるものである。
- (4) 文書3から文書5までについて、個人情報としての氏名、住所等が記載してあれば、その部分は、公開を求めない。その他の部分については公開を求める。
- (5) 「体罰」については職務行為中のものであり、基本的には、（第3者でもあり）児童生徒（当事者）、と職員の出来事であり、公開のもとでの出来事であるといえる。「体罰防止」ということから全面的に、当然公開されるものである。もし「体罰」等密室での出来事ということが起きたとしたら、その対応に問題があり、

論外である。「体罰」についてはすべてが公表されるという前提での情報公開の原則を貫いてもらいたい。これは他の不祥事についても同様である。学校においては、密室を避け、指導過程の手法も改められるべきである。その基本は公開のもとであるということである。教育活動は、常に公開が原則であるということである。本件事案は、原則から逸脱しているということである。

- (6) 「権利利益を害するおそれがある」という実施機関の説明は、主観のみであり、証明等がなされていない本案については、処分庁の証明等がなされたら、再度反論をする予定であるが、処分庁の証明等がなされない場合は、申立人の、求める、公開されることが妥当ということである。

- (7) 職務遂行の内容でない。という理由を述べられるが、請求内容は、刑事事件に関する場合であり、教員免許はく奪等が想定される事件である。当然職務行為があるとかないとかの基準には当てはまらないことになっているといえる。

本件申し立て開示請求事項の内容は、不開示部分を含め連鎖しているといえる。開示できないとする理由については、具体的にどのようなことか、処分庁の対応が明らかになっていないので、現時点では明確な判断ができないので、処分庁には速やかな対応を求める。その後、申立人の反論を述べる。

- (8) 学校職員は住民の期待に応える義務があり、自らの行為を律すべきであると考えらる。そうすると、自らが行う職務内容は全て公開されても良いと言い切れる。

学校職員の行為は全て教育計画に基づくものであり、勤務時間外であっても自身の生き方も含め、計画の下に生きてしかるべきだと思う。そうすると、学校職員の職務中の失敗及び職務外の失敗は、全て本人の計画性の中で生まれるものと理解できる。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（以下「答申」という。）第1237号（平成25年12月5日）に係る案件についての異議申立書、意見書の写し、補正書、答申及び決定書並びに答申第1248号（平成26年3月14日）に係る案件についての異議申立書、意見書の写し、補正書、答申及び決定書である。

異議申立書は、答申第1237号又は答申第1248号に係る案件の開示決定等に異議申立てをする際に答申第1237号又は答申第1248号に係る案件の申立人（以下「当該申立人ら」という。）が、当該開示決定等に対する不服申立ての趣旨及びその内容等

を記載し、当該異議申立てのために答申第1237号又は答申第1248号に係る案件の開示決定等を行った実施機関に提出した文書である。また、補正書は、異議申立書を補正した場合に申立人から実施機関に提出される文書である。実施機関は、異議申立書及び補正書の全体が条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

意見書は、当審査会に諮問された答申第1237号又は答申第1248号に係る案件について、当該申立人らが当審査会に対し、当該異議申立ての審理について意見を表明するために提出する文書である。意見書の提出は任意であり、提出された場合は、当審査会から実施機関に写しを送付している。実施機関は、文書3の意見書の写し全体が条例第7条第2項第2号に該当するとして、また、答申第1248号に係る案件についての意見書の写しは存在しないとしてそれぞれ非開示としている。

決定書は、答申第1237号又は答申第1248号に係る案件についての答申後に行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年改正前のものをいう。）第47条の規定に基づく決定手続において実施機関が作成した文書であり、答申の写しを添付し製本されている。実施機関は、文書1の決定書に記載のある個人の住所、氏名、学校名、教諭名及び年月日並びに文書2の決定書に記載のある個人の住所及び氏名を条例第7条第2項第2号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

(2) 文書1から文書4までの条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

もつとも、同号ただし書では、「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 文書1及び文書2に記載されている個人の住所及び氏名は、当該申立人らに関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも

該当しない。

ウ 文書 1 に記載されている学校名、教諭名及び年月日は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

次に本号ただし書の該当性について以下判断する。

文書 1 に記載されている学校名、教諭名及び年月日は答申第1237号に係る案件の諮問案件名の一部として記載されているものである。答申第1237号は、当該諮問案件に対し、実施機関が、当該案件の対象となる文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 項第 2 号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうこととなるとして、条例第 9 条に基づき、当該案件の対象となる文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたことは妥当であると判断したものである。

答申第1237号に係る案件の申立人が求めている情報は、当該教諭が体罰等を行っているという認識を前提とするものである。これらの情報は、答申第1237号で示したとおり、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 文書 3 及び文書 4 は、当該申立人らの氏名、住所、年齢のほか、異議申立てに関して当該申立人らの主張が具体的に記載されている。

文書 3 及び文書 4 のうち、個人の氏名、住所及び年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることとなる情報である。

また、文書 3 及び文書 4 は、当該申立人らが受けた開示決定等の内容とともに、当該申立人らの率直な主張や見解がありのままに記載されているものである。仮に当該申立人らの氏名等を非開示にして公にしたとしても、当該異議申立ての詳細な内容が明らかとなり、当該申立人らの権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、文書 3 及び文書 4 は、その全体が本号本文に該当する。

また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(3) 文書 5 の不存在について

実施機関は、文書 5 の写しは審査会から送付されておらず、保有していないため、非開示としたと説明している。

当審査会では、答申第1248号に係る案件について意見書を受理しておらず、その写しを実施機関に送付することもしていない。このことは、答申第1248号の審査会の経過にも意見書を受理した記録がないことから確認でき、実施機関の説明とは矛

盾しない。

当審査会が答申第1248号に係る案件について意見書を受理していない以上、実施機関が当該意見書の写しを保有していないことは明白である。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち文書1から文書4までを条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示及び非開示とした決定並びに文書5を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表 本件申立文書一覧

平成27年 1 月19日教西指第579号による一部開示決定に係る対象行政文書	
文書 1	「行政文書の非開示決定に係る異議申立て（平成25年 6 月27日提起）に対する決定について（平成25年度教西指第453号）」の決定書
文書 2	「行政文書の一部開示決定に係る異議申立て（平成25年 8 月19日提起）に対する決定について（平成25年度教西指第655号）」の決定書
平成27年 1 月19日教西指第579号による非開示決定に係る対象行政文書	
文書 3	「平成25年度横情審答申第1237号」に係る異議申立書、補正書、意見書
文書 4	「平成25年度横情審答申第1248号」に係る異議申立書、補正書
文書 5	「平成25年度横情審答申第1248号」に係る意見書

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月17日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会)	・諮問の報告
平成27年4月21日 (第269回第二部会)	
平成27年4月23日 (第267回第一部会)	
平成27年4月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年9月17日 (第188回第三部会)	・審議
平成27年10月15日 (第189回第三部会)	・審議
平成27年11月19日 (第190回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年12月14日 (第191回第三部会)	・審議
平成28年1月21日 (第192回第三部会)	・審議
平成28年2月18日 (第193回第三部会)	・審議
平成28年3月18日 (第194回第三部会)	・審議
平成28年4月21日 (第195回第三部会)	・審議
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・審議
平成28年6月20日 (第197回第三部会)	・審議
平成28年7月21日 (第198回第三部会)	・審議
平成28年8月4日 (第199回第三部会)	・審議
平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・審議
平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・審議
平成28年10月20日 (第202回第三部会)	・審議
平成28年11月17日 (第203回第三部会)	・審議